

日行連発第401号
令和2年7月20日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

エコアクション21審査員試験の募集開始について（周知）

環境省が策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション21の審査員試験の募集が開始されております（募集期限：2020年8月17日（月））。詳細は添付資料及びURLをご確認ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

エコアクション21審査員試験募集要項（2020年度）

【ホームページ】

2020年度エコアクション21審査員試験募集について

<http://ea21.jp/auditor-recruit-application/>

以上



2020 年度

エコアクション21 審査員試験

募集要項

2020 年 7 月

一般財団法人 持続性推進機構

エコアクション21 中央事務局

I. はじめに

1. エコアクション21認証・登録制度の概要について

「エコアクション21認証・登録制度」（以下、「本制度」という。）は、企業、学校、公共機関等の全ての事業者が「環境への取組を効果的・効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会への環境コミュニケーションを行うための方法」として、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン2017年版（以下、「ガイドライン2017年版」という。）」に基づく環境マネジメントシステムの認証・登録制度です。

本制度の運営は、2011年10月より「一般財団法人持続性推進機構」（以下、「持続性推進機構」という。）が実施主体となり、「エコアクション21中央事務局」（以下、「中央事務局」という。）を設置して行っています。

本制度では、現在、約7,700の事業者が認証・登録され、全国で約550名のエコアクション21審査員（以下、「審査員」という。）を要員認証・登録するとともに、29都道府県に36団体の地域事務局を承認・登録し、中小事業者を主な対象とした我が国を代表する環境認証・登録制度として、一定の社会的認知を受けています。

ガイドライン2017年版は、事業者に対して環境経営の取組と本業との統合を図ることを求めることにより、エコアクション21がより企業価値の向上に資する制度となることを強く意識した内容となっています。ガイドライン2017年版は、以下のURLで公開されています。

<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/ea21/guideline2017.pdf>

2. 審査員について

審査員は、ガイドライン2017年版第6章において「本制度の運営を行う主体」の一つとして位置付けられており、また、「中央事務局が策定した力量などに基づく適合要件に基づき、中央事務局から要員認証を得なければならない」とされています。なお、審査員の要件、権限、及び責任は、以下のよう

(1) 審査員の要件（ガイドライン2017年版 第6章第3項(3)）

- ① 職業的専門家としての公正不偏の態度を保持すること
- ② 環境関連法規、事業者の環境対策、及び環境経営システムに関する適切な専門知識と経験を有すること、また、これらに関する最新の情報の取得に努めること
- ③ 受審事業者、中央事務局、地域事務局及び他の審査員との間での適切なコミュニケーション能力を有していること
- ④ 職業的専門家としての継続的な力量向上を図ること
- ⑤ 別に定める本制度の普及促進活動の実施に努めること

- ⑥ その他、中央事務局が必要と認めた要件を満たすこと

(2) 審査員の権限（ガイドライン 2017 年版 第 6 章第 5 項(3)）

審査員は、中央事務局又は地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣され、事業者のエコアクション 2.1 ガイドラインへの適合性の審査及び事業者の環境への取組に関する指導・助言を実施する権限を有する。

(3) 審査員の責任（ガイドライン 2017 年版 第 6 章第 6 項(3)）

- ① 中央事務局又は地域事務局からの選任を受け事業者に派遣され、事業者のエコアクション 2.1 ガイドラインに基づく審査及び事業者の環境への取組に関する指導・助言の適切な実施
 - ② 中央事務局が策定した規程などの遵守、中央事務局が行う指示の遵守及び中央事務局への報告
 - ③ 中央事務局及び地域事務局が実施する研修の受講など
- また、審査員は別に定める普及促進の実施に努める。

II. 募集要項

1. 審査員の要員認証・登録

ガイドライン 2017 年版に基づく、審査員としての要員認証・登録は、持続性推進機構が行います。持続性推進機構は「エコアクション 2.1 審査員試験」（以下、「審査員試験」という。）を実施し、その結果に基づき、審査員補として要員認証・登録します。その後、3 年間のうちに所定の条件（オブザーバーとして審査立会等）を満たした後に審査員として要員認証・登録されます。

2. 審査員の要員認証・登録期間と資格更新

審査員の要員認証・登録期間は 3 年間とし、2020 年度の審査員試験により要員認証・登録する審査員補の要員認証・登録の期間は、2021 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日迄となります。

また、審査員の要員認証・登録は、所定の資格更新要件を満たせば更新が可能です。

3. 2020 年度エコアクション 2 1 審査員試験の概要

審査員試験は、審査員として必要な能力・資質を有するかどうかを試験等により判定し、審査員補として要員認証・登録することを目的とし、エコアクション 2 1 に関する研修（以下、「基礎研修」という。）及び確認試験からなる「一次選考」、一次選考合格者を対象に実施する審査技法等に関する研修と選考試験からなる「二次選考」の 2 段階で実施します。また、一次選考実施前に、希望者を対象に環境法令研修（有料）を実施します。

※環境法令研修については、[本募集要項の【別紙 1】](#)を参照。

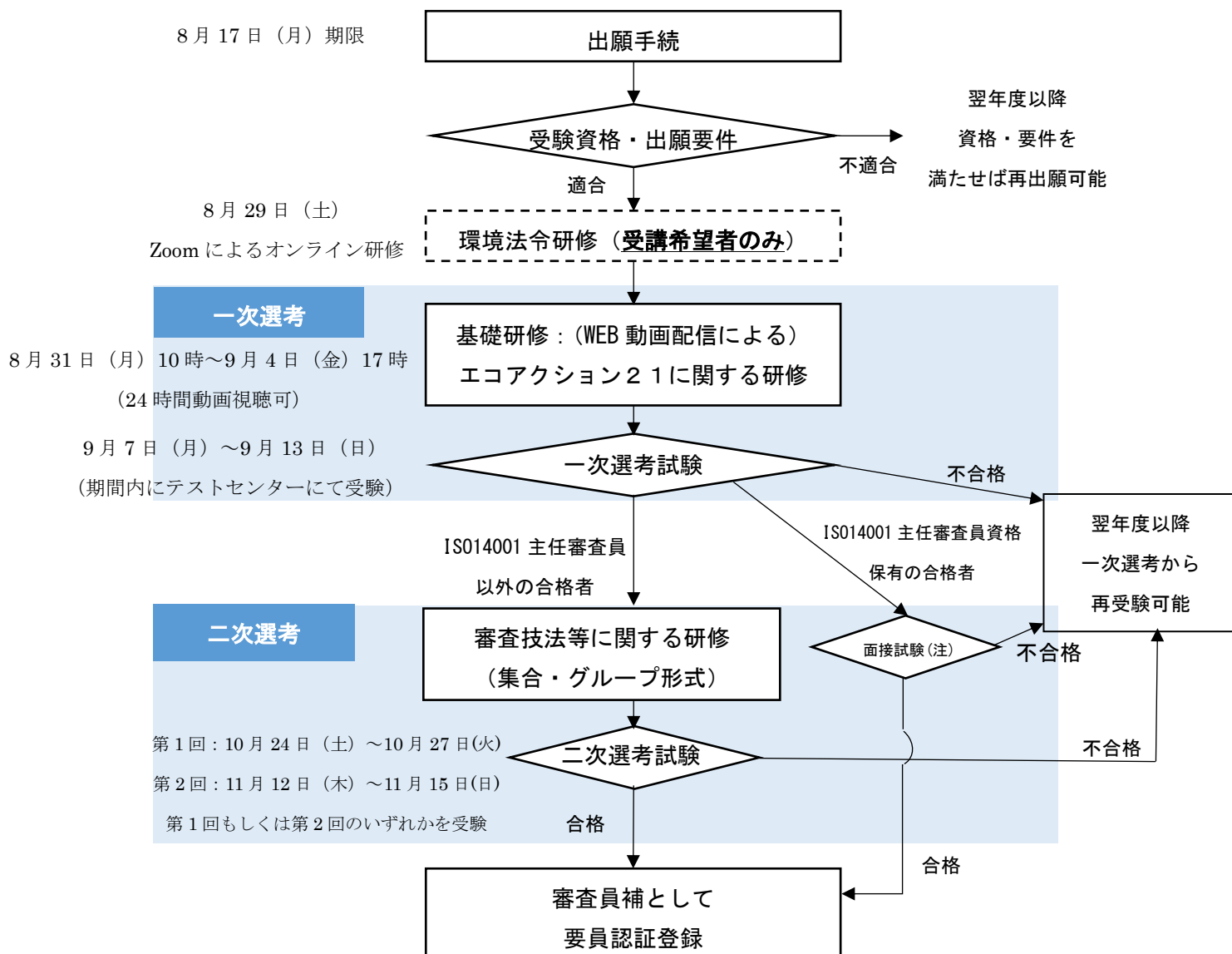


図 1. 審査員試験のフロー図

(注) [「8. ISO14001 主任審査員資格保有者であって、一次選考合格者に対する面接試験」](#)に該当する者に対し、審査技法等に関する研修及び二次選考試験に代わり、別日程で面接試験を実施する。

4. 受験資格

審査員試験を受験できる者は、以下の各号のいずれかに該当する者とします。

(1) 出願時点において、審査、監査に関する以下のいずれかの資格を保有している者

- ①ISO14001 主任審査員又は審査員（審査員補は除く）
- ②ISO が策定したマネジメントシステム規格の主任審査員（審査員及び審査員補は除く）

(2) 出願時点において、環境に関する以下のいずれかの資格を保有している者

- ①技術士（環境、衛生工学、上下水道、経営工学、建設、農業、森林及び総合技術監理部門のいずれか）
- ②公害防止管理者
- ③環境計量士
- ④エネルギー管理士

(3) 出願時点において、経営診断、経営相談等に関する以下のいずれかの資格を保有している者

- ①行政書士
- ②公認会計士
- ③司法書士
- ④社会保険労務士
- ⑤税理士
- ⑥中小企業診断士
- ⑦弁護士

(4) 出願時点において、以下に該当する者

環境カウンセラー事業者部門のカウンセラーであって、直近 5 年で中小事業者への環境マネジメントに関する指導・助言等の実績を有する者

(5) 第三者環境監査に関する以下の業務経験がある者

第三者環境監査員として 10 社以上又は 20 件以上の監査経験を有する者

(6) 環境に関する以下の業務経験がある者

環境関連業務担当または環境関連コンサルティング等の業務経験が延べ 5 年以上あり、かつ直近 10 年で 2 年以上の業務経験を有する者

5. 欠格要件

以下の各号に該当する者は、本募集要項「[4. 受験資格](#)」に該当する者であっても、審査員試験を受験できません。

- 1) 未成年者
- 2) 禁錮以上の刑に処せられ、刑期終了後 2 年を経過していない者
- 3) 成年被後見人又は被保佐人
- 4) 破産者であって復権を得ない者

6. 出願手続

(1) 受験料及びその納付

審査員試験の一次選考及び二次選考の受験料、並びに、環境法令研修（希望者のみ）の受講料は、[表 1](#)に示す金額とします。

審査員試験の出願者は、出願前に、一次選考受験料を以下の口座に振り込んでください。なお、環境法令研修の受講を希望する者は、一次選考受験料に併せて、その受講料を振り込んでください。

二次選考受験料は、一次選考に合格した者であって二次選考を受験する者だけが振り込みます。二次選考受験料は、出願前に振り込まないでください。

一次選考及び環境法令研修、二次選考を自己の都合で受講・受験しなかった場合、やむを得ない事情で受講・受験できなかった場合、あるいは選考で不合格になった場合等であっても、納付した受験料及び受講料の返金はいたしません。ただし、出願要件を満たせず不適合となった場合のみに限り、お振込みいただいた受講・受験料は返金いたします。

表 1. 受験料及び受講料

種別	金額（税込）	支払う者	納付期限
一次選考受験料	19,800 円	全ての出願者	出願前
環境法令研修受講料	11,000 円	受講希望者のみ	出願前
二次選考受験料	110,000 円	<u>一次選考に合格した者であって 本募集要項 8. に該当しない者</u>	<u>一次選考の合格通知において指定する期限まで</u>

【受験料の振込先口座】

- 振込人名義： 出願者本人の氏名（フルネームで姓と名の間を一マス空ける）
例) ジゾクセイ タロウ
※会社名や苗字だけでは、本人の特定ができません。
- 振込銀行： みずほ銀行（0001）渋谷中央支店（162）普通 1447298
- 振込口座名義： 一般財団法人持続性推進機構エコアクション21
または 短縮名義： エコアクション21
- 振込手数料： 出願者の負担

※口座名義について

- 口座名義と短縮名義、どちらの名義でも振り込むことができます。
- 「21」はカタカナ表記ではなく、数字のまま入力してください。
- 金融機関によって入力可能な文字数が異なりますが、入力可能な部分まで入力してください。

(2) 出願に必要な書類等

出願に必要な書類等は、表 2 に示す 7 種類です。そのうち、全ての出願者が必ず提出しなければならない出願書類等は、No.1、No.2、No.6、No.7 の 4 種類で、残りは出願者の資格等の保有状況、経歴等の実績に応じて必要なものを作成し、提出してください。不要な出願書類等は提出しないでください。

なお、表 2 に示す様式等のうち、No.1 から No.4 については、中央事務局ホームページに所定の様式を用意してあります。以下の URL よりダウンロードし、必ずパソコン等で作成してください。手書きで作成した出願書類等は受理いたしません。

ダウンロード URL

<http://ea21.jp/files/auditor-recruit-application/shinseisho-2020.xlsx>

表 2. 出願書類等の一覧

No	提出様式・書類名	提出が必要な者
1	様式 1 エコアクション 2 1 審査員試験 受験申請書	全員
2	様式 2 環境関連業務・コンサルティング、EMS 構築の経験	全員
3	様式 3 ISO マネジメントシステム規格の審査実績	本募集要項 8.「ISO14001 主任審査員資格保有者であって、一次選考合格者に対する面接試験」受験を希望する者
4	様式 4 第三者環境監査実績	本募集要項「4. 受験資格」(5)に該当する者
5	受講・受験資格として規定された資格・単位の保有・取得を証明する身分証、登録証、免状、成績証明書等の画像データ(ファイル形式は JPEG か PDF)	本募集要項「4. 受験資格」(1)～(4)に該当する者
6	受験料等の振込明細の画像データ(ファイル形式は JPEG か PDF)	全員
7	出願者本人の顔写真のデータ(ファイル形式は JPEG) <ul style="list-style-type: none"> ・画素数 100 万画素以上の機器にてカラーで撮影 ・無帽、正面、上三分身、無背景 ・確認試験実施日前 6 ヶ月以内に撮影されたもの ※ 最終的に審査員として要員認証・登録する際に、身分証には同写真を使用します。	全員

(3) 提出方法

出願書類等は、電子ファイルを電子メールに添付し、提出してください。

出願様式・書類の一覧のうち、必要なものをまとめて一つの ZIP 形式で電子メールに添付し、提出してください。電子メールを送信する際は、電子メールのタイトルを「2020 審査員試験 出願_出願者氏名」としてください。ZIP ファイル名は「2020 審査員試験出願書類_出願氏名」としてください。

[電子メールの提出先]

中央事務局 審査員試験担当

info@ea21.jp

(4) 出願期間

2020 年 7 月 14 日(火)～8 月 17 日(月) (締切日必着)

7. 選考方法

(1) 受験資格及び出願要件の適合確認

出願者から提出された出願書類等について、本募集要項第2章「[4. 受験資格](#)」及び「[5. 欠格要件](#)」に基づき、適合確認を行います。適合確認の結果は、8月中に送付します。

(2) 一次選考

① 実施概要

一次選考は基礎研修及び一次選考試験とし、それぞれ以下の通り実施します。
※詳細については、適合確認通知とあわせてお知らせします。

【基礎研修】動画視聴による研修

- 期 間 : 2020年8月31日(月)10時～9月4日(金)17時の間はいつでも動画視聴可能
- 講義時間 : 約3時間
- 視聴回数 : 制限は設けていません
- 講義内容 : 本募集要項の【別紙2】をご確認ください。

【一次選考試験】テストセンターでの受験形式

- 日 時 : 2020年9月7日(月)～9月13日(日)のいずれか1日
- 出題数 : 50問
- 点 数 : 100点満点
- 時 間 : 120分
- 出題範囲及び合格基準 : 本募集要項の【別紙2】をご確認ください。
- 試験会場 : 以下の《テストセンター一覧》のうち、任意のテストセンターにて、上記期間内の受験者の希望する試験時間を事前に申込の上受験する形式です。

《テストセンター一覧》 <https://cbt-s.com/examinee/testcenter/?type=cbt>

※受験に係る交通費等は、受験者の負担となります。

② 合否通知

一次選考受験者全員に、2020年9月中に、選考結果をメールにて通知します。合格者に対しては、二次選考受験料の振込、事前課題の提出、審査技法等に関する研修のプログラム、会場等の二次選考に関する案内についても、併せて通知します。

なお、一次選考の合否結果に対する異議申立及び一次選考試験の採点に関する問い合わせには一切応じませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 二次選考

① 実施概要

二次選考は、審査技法等に関する研修及び二次選考試験とし、東京都内の会場にて4日間連続で実施します。

- 開催日： ①2020年10月24日（土）～10月27日（火）
②2020年11月12日（木）～11月15日（日）
※事務局から二次選考対象者に①または②の日程を連絡いたします。
二次選考対象者は①または②の日程を選ぶことはできません。
- 時間： ①②ともに全日 9:00～17:00
うち、最終日 15:00～17:00 は二次選考試験
- 研修方式：講義、審査技法ケーススタディー（グループ演習、ロールプレイ等）
- 試験形式(予定)：出題 20 問程度、100 点満点、マークシート方式及び記述方式の併用

※研修会場および各日のプログラムについては、一次選考合格通知に併せて通知します。また、受験に係る交通費、宿泊費等は、受験者の負担となります。

② 受験料の振込

一次選考の合格通知を受け取った者は、その際指定された期日までに、[表1](#)に示す二次選考受験料を振り込んでください。なお、二次選考当日に受講料を現金で納付することは認めず、二次選考受験料を指定の期日までに振り込まなかった者については、二次選考を受験することができません。

③ 「事前課題」の提出

一次選考の合格通知を受け取った者は、その際指定された期日までに、「事前課題」を電子メール添付で提出してください。なお、「事前課題」は、審査技法等に関する研修のケーススタディーで使用します。指定の期日までに「事前課題」を提出しなかった者については、二次選考を受験することができません。

④ 合否通知

二次選考受験者全員に、2020年12月上旬を目途に、審査員試験の結果をメールにて通知します。

なお、二次選考の合否結果に対する異議申立、二次選考試験の採点等に関する問い合わせには一切応じませんので、あらかじめご了承ください。

8. ISO14001 主任審査員資格保有者であって、一次選考合格者に対する面接試験

ISO14001 主任審査員の資格を保有する者であって、一次選考に合格した者は、二次選考の審査技法等に関する研修受講及び選考試験受験に代わり、面接試験を実施します。

なお、面接試験について、一次選考合否通知に併せて案内します。

また、面接は、上記の案内で指定する日時（10～11月頃）に東京都内で実施することとし、面接時間は受験者一名あたり 30 分程度とします。

面接試験受験にあたっての受験料および納付期限は以下の通りです。

受験料（税込）	納付期限
5,500 円	<u>一次選考の合格通知において指定する期限まで</u>

9. 注意事項

- (1) 持続性推進機構が一度受理した出願書類等に不備や不足がある場合、出願は無効となります。
- (2) 持続性推進機構が一度受理した出願書類等の差し替え等は一切認めませんので、送付前に出願書類等をご確認ください。
- (3) 持続性推進機構が一度受理した出願書類等のうち、様式1 エコアクション2 1 審査員試験 受験申請書については、出願後のやむを得ない理由によって、氏名、住所、メールアドレス、電話番号、所属する組織・会社名に変更が生じた場合に限り、変更の内容がわかるように修正の上、本募集要項「[6. \(3\) 【電子メールの提出先】](#)」に送付してください。
- (4) 持続性推進機構が一度受理した出願書類等は、一切返却いたしません。
- (5) 既納の受験料等は、理由の如何を問わず返却いたしません。ただし、出願要件を満たせず不適合となった場合のみに限り、お振込みいただいた受講・受験料は返金いたしません。
- (6) 出願書類等に虚偽の記載が認められた場合には、その時点で不合格または要員認証・登録を取り消すとともに、次年以降の審査員試験の受験を認めません。
- (7) 審査員試験の合否結果や採点結果に関する異議申立及び問い合わせには、一切応じていませんので、ご了承ください。
- (8) 審査員又は審査員補として要員認証・登録された後、必要な連絡、資料等の提供は、全て電子メールを通じて行います。従ってパソコン及びインターネットの活用は、審査員として必須の要件となります。
- (9) 審査員又は審査員補として要員認証・登録されることは、審査員としての審査業務の担当を保証するものではありません。
- (10) 中央事務局と出願者の間でのやりとりは本募集要項「10. 審査員試験及び環境法令研修に関する問い合わせ先」に記載されるメールアドレスにて行いますので、出願者は各自のメーラーの設定を確認し、同メールアドレスからのメールを確実に受信できるようにしてください。
- (11) 審査員試験の受験申請書を提出した場合、本募集要項の内容を理解、承諾し、また本募集要項「5. 欠格要件」に該当しないことを申告するものと見なします。

10. 審査員試験及び環境法令研修に関する問い合わせ先

一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション2 1 中央事務局 審査員試験担当
メールアドレス：info@ea21.jp

※ 問い合わせは、電子メールのみとします。電話での対応はいたしかねます。

環境法令研修（受講希望者のみ）

環境法令研修は、ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの審査経験がない方に向けて、エコアクション21の審査員として必要な環境関連の法令等に特化した、希望者のみを対象とした有料の研修です。受審事業者が適用を受ける法令、規制等に関する最低限の知識を取得することを目的として実施します。なお、一次選考の基礎研修の内容には環境関連の法令等は含まれませんが、一次選考試験の出題範囲には環境関連の法令等が含まれます。本研修は、一次選考試験の出題範囲に沿った内容となっています。また、審査技法等に関する研修は、受講する者が一定の環境法令に関する知識を持っていることを前提として進めます。

- 開催日：2020年8月29日（土）
- 時間：13:00～18:00（予定。適宜休憩を挟みます）
- 研修方式：Web会議システム「zoom」による講義形式
- テキスト：図解でわかる！環境法・条例・基本のキ-（ISBN-13: 978-4474059634）

※注意事項1：テキストはご自身で購入するなどしてご用意ください。また、研修に関する費用一切については、受講者の負担といたします。

※注意事項2：本年度は、zoomによるリモート研修となります。環境法令研修受講1～2週間前を目途に、zoomの接続テストをいたしますので、その詳細についてはメールにて通知します。

一次及び二次選考の内容

1. 一次選考

(1) 基礎研修（エコアクション21に関する研修）

基礎研修は、ガイドライン 2017 年版に基づき、エコアクション21の「理念等」「要求事項」及び「認証・登録制度」について、審査員に求められる最低限の基礎知識の習得を目的として実施します。

なお、本研修の修了要件は、遅刻、途中退出すること無く、全てのプログラムを受講することとします。

(2) 一次選考確認試験

環境一般に関する知識、及び審査員に最低限求められる基礎知識の習熟度を試験することを目的として実施します。出題分野は「環境一般」「環境法令」「エコアクション21」及び「二酸化炭素排出量の計算」の4分野とし、表3に示す資料等並びに環境法令研修及び基礎研修の内容から計50問を出題します。出題形式は、選択式問題、穴埋式問題、計算問題とします。

表 3. 一次選考試験の出題分野と資料等

#	出題分野	出題形式	資料等
1	環境一般	選択式 穴埋式	・令和元年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 第1章 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r01/pdf/1_1.pdf
2	環境法令	選択式 穴埋式	・図解でわかる! 環境法・条例・基本のキ- (ISBN-13: 978-4474059634)
3	エコアクション21	選択式 穴埋式	・エコアクション21 ガイドライン 2017年版 http://ea21.jp/files/guideline/gl2017/gl2017_kaishaku.pdf ・エコアクション21 エコアクション21認証・登録制度実施要領 http://ea21.jp/files/doc/EA21youryou.pdf ・エコアクション21 審査及び判定規則 (Ver.1.1) 第1章、第4章 http://ea21.jp/files/guideline/shinsa-hantei-kisoku/shinsa-hantei-kisoku1.1.pdf
4	二酸化炭素排出量の計算	記述式 計算式	・温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.6)(令和2年6月) 第Ⅱ編 3.活動別算定方法 3.1 エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂) 3.1.1 及び 3.1.2 https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-6.pdf

(3) 一次選考の合否判定基準

一次選考の合否判定は、一次選考試験の出題分野を「環境一般」「環境法令」「エコアクション21」「二酸化炭素排出量の計算」の4設問群に分け、その全てにおいて50%以上を得点した者のうち、合計点の成績上位40名程度を合格者とします。

2. 二次選考

(1) 審査技法等に関する研修

審査技法等に関する研修は、審査ケーススタディーを通して、実際の審査において求められる最低限の技法の習得を目的として実施します。審査のケーススタディーにおいては、審査計画書の作成、現地審査、審査報告書の作成までの一連の審査の流れを、個人演習、グループ演習、審査ロールプレイ等を通して学びます。

なお、審査技法等に関する研修においては、講師及び持続性推進機構が受験者の演習の状況等を踏まえ、以下に示す審査員としての力量及び適性についても総合的に評価を行います。

① 審査員としての力量

- (a) 一般的な環境問題及び環境対策に関する知識及び経験
- (b) 事業者の環境対策及び環境経営ならびに環境法令に関する知見及び経験
- (c) エコアクション21に関する知見及び経験
- (d) 事業者との間で適切なコミュニケーションが図ることができ、上記の知識と経験を活用して、エコアクション21の審査及び必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲
- (e) 事実を正確に捉え、論理的思考に基づき具体的に発言する能力
- (f) 各種法令、エコアクション21ガイドライン等の遵守を前提に、受審事業者のニーズを汲み取るとともに、受審事業者の利益を可能な限り考慮する姿勢等

② 審査員としての適性

- (a) 他者を尊重し、物事を円滑に進める上で必要となるコミュニケーション能力を有すること
- (b) 他者との協力体制を築く姿勢を有すること
- (c) 公序良俗に反する、反社会的な、あるいは不規則な発言をしないこと

(2) 二次選考試験

二次選考試験は、審査技法等に関する研修の習熟度を試験することを目的として実施します。出題分野は審査技法等に関する研修の内容に基づく「エコアクション21」及び「審査における課題検出」の2分野とし、20問程度を出題します。出題形式は、選択式問題、穴埋式問題、及び、論述問題（250文字程度）とし、マークシート方式に一部記述式を併用します。

(3) 二次選考の合否判断基準

二次選考の合否判定は、二次選考試験の「エコアクション21」及び「審査における課題検出」の出題分野の双方において50%以上を点数するとともに、審査技法等に関する研修を通して審査員としての適性及び力量についても、総合的に判断し合否を判定します。

以 上